

会議録

三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名称 三豊市特別職報酬等審議会

日時 平成23年1月20日(木) 午後2時～午後4時30分

場所 三豊市役所4階第2委員会室

出席者 【三豊市特別職報酬等審議会委員】

石川 博、石川 叔子、植岡 澤江、菅 徹夫、豊島 芳徳、新延 修、林 茂樹、  
前田 昭文、宮川 正夫 (敬称略・五十音順)

【事務局関係職員】

副市長 佐子 照雄、 総務部長 小野 英樹、  
総務部人事課長事務取扱 総務部次長 片桐正文、  
議会事務局 岸本課長、総務部人事課 武田、芳地、徳重

欠席者 【三豊市特別職報酬等審議会委員】三宅 倫子

傍聴者 2名

- 会議次第
1. 委嘱状交付
  2. 市長あいさつ
  3. 会長選出
  4. 会長あいさつ
  5. 三豊市特別職報酬等審議会に諮問
  6. 資料説明
  7. 審議
  8. その他

会議概要及び発言要旨	
主な質疑応答	
事務局	<p>本日はお忙しい中、三豊市特別職報酬等審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会は、三豊市発足以来2回目の審議会となり、1回目につきましては平成18年5月に議会議員政務調査費について審議されまして、政務調査費の額について答申を頂きました。</p> <p>今回2回目の審議会につきましては、その政務調査費についてもご審議頂きますが、合併後初めて特別職給料、また議員報酬についてもご審議頂く事を考えております。</p> <p>開会前進行につきましては、私、人事課長の片桐が行います。宜しくお願い致します。それでは早速ではございますが、お手元の次第により進めさせていただきます。</p> <p>なお、委員をお願いしております三宅倫子さんですけれども、家は出られておられると思いますが、少し遅れることと思います。ご了承の程宜しくお願い致します。</p>
2. 委嘱状交付	
	<副市長より委嘱状、任命書交付>
3. 挨拶	
副市長	<p>失礼します、ただいま紹介頂きました佐子です。どうぞ宜しくお願いします。</p> <p>本来ですと横山市長が参りまして皆様方に委嘱状の交付、日頃大変お世話になってお</p>

	<p>りますお礼を申し上げるところでございますけれども、あいにくシルバー人材センターの会がございまして、そちらのほうへ出席致しております。</p> <p>代わりまして出席させて頂いております。</p> <p>さて、本日は暦のなかでは大寒ということでございますけれども、朝、財田のほうでは多少雪が降ったようですけれども、今、穏やかな1日になろうというところでございます。寒いなかでありますけれども、庭では蠟梅の花、そして梅の花がポツポツ咲き始めたということで、春の便りも聞かれるような今日この頃でございます。</p> <p>本当に委員の皆様方におかれましては大変お忙しいなか、お引き受けいただき、そしてご出席いただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>この報酬等審議会につきましても、それぞれ、時代の流れと言いましょいか、大変企業では厳しいような状況にもございます。それらの点をふまえて、どうぞ今日はご審議をお願い致したいと思っております。</p> <p>大変天候が不順でございます、皆様方におかれましても、どうぞお体にお気をつけて、ご活躍されますことをお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞ宜しくお願い致します。</p>
4. 自己紹介	
	<委員及び事務局職員自己紹介>
5. 会長選出	
	<三豊市特別職報酬等審議会条例第4条第1項に基づき、委員の互選により会長決定> (会長 新延 修氏)
6. 会長挨拶	
会長	<p>どうも皆様こんにちは。</p> <p>座って挨拶させていただきます。</p> <p>初めての方もおいでます、私は2年にならないのですが、中小企業振興協議会のほうに役員でかり出され、今回、この会の役もお願いされた訳でございますけれども、色々いっぱい意見を言いたかったほうなのですけれども、会長になってしまいました。</p> <p>どうぞ皆さん、色々意見を押し述べて貰いたいと思っております。</p> <p>非常にこの会、まだ今、堅いですよね、柔らかい雰囲気、誰に束縛されることなく、有意義に、市民の目線で色々意見を出して貰えたらと思っております。</p> <p>このような会は開いてもしょうがないのではないかと考えていた事もある訳ですけど、ここに出された答申は充分尊重され、また反映されるという事でございますので、そのこのところ、常日頃お忙しいとは思いますが、どうか宜しくお願いします。</p>
7. 諮問	
	<副市長から三豊市特別職報酬等審議会へ諮問>
8. 報告事項	
事務局	<p>ただいま会長へお渡し致しました諮問書について、委員の皆様には写しを配布させていただきます。</p> <p>それでは大変申し訳ございませんが、佐子副市長は他の公務関係上、これでこの場を退席させていただきます事をお許し頂きたいと思っております。</p>

副市長	<p>どうぞ宜しくお願い致します。失礼します。</p> <p>&lt;副市長退席&gt;</p>
事務局	<p>議事の前に、会議の公開に関する事項を事務局から説明させていただきます。</p> <p>&lt;三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針について説明&gt;</p> <p>それでは、ここからの進行につきましては、審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。</p>
9. 開会	
会長	<p>失礼します。</p> <p>では、規定により会長が会務を総理することとなっておりますので、議事進行について委員各位のご協力を宜しくお願い致します。</p> <p>審議に入ります前に、本日の委員出席状況の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>本審議会を構成する委員総数は10名でございます、1名遅れておりますが、規定数に達しておりますので宜しくお願いできたらと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今報告がありましたとおり、この審議会はですね、委員過半数の出席でもって成立するという事でございますので、1名遅れているようですが、過半数に達しているので会は成立致します。</p>
10. 審議	
会長	<p>それでは、なんかこう堅苦しい雰囲気ですけど、非常に緊張しますが、堅苦しい事に慣れておりませんが会を進めて参ります。</p> <p>それでは会を進めて参りますが、皆さんには資料を配っておりますところの、会次第では6番の資料説明から始めたいと思います。</p> <p>資料の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<事務局から資料説明>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>非常に簡単な説明であったかも知れませんが、非常に資料が多く、確認するのも目が追いつかない状況で委員の方も戸惑っているかも知れませんが、早速ただいまから審議にうつります。</p> <p>早速ただいまから審議にうつります。委員皆様方からご意見、ご発言をお願い致します。発言される時は挙手を宜しくお願い致します。</p>
委員	<p>審議会運営規則のなかで、3ページにある「委員の発言」の箇所だが、第2項「委員の発言は、審議会の運営の方法に関する動議を除き、当該諮問に係る審議について必要な範囲を超えてはならない。」とあるが、これはこの審議会以外の事以外は出したらダメだという事か。</p>

会長	この審議会で審議する以外の事はダメなのかということですね。
委員	色々なところの参考例、例えばここはこうなっているとかが言えないと。
会長	そうでは無く、特別職の報酬等審議会ですので、一般職員の事であるとか、いわゆる別の事で審議となる事項。
委員	それは他と比較する状況になった時にも、そういう事は言えないといった事なのか。例えば市長、副市長、教育長の給料の額を審議する場合、職員が今まで8等級から6等級制になったとかという例を出したらいけないという事か。
会長	そういう事ではありません。事務局はその点どうですか。
事務局	この審議会で今回諮問させて頂いた案件が、特別職の給料の額、政務調査費の額、議員報酬額も含めてですけれども、その額について審議して頂き、意見を出して頂くというなかで、当然他市の状況や、その辺に関わる状況、今回県内8市の状況等を資料とさせて頂いておりますが、諮問させて頂いている結果に繋がりますので、その辺のご発言は構いません。職員の給料につきましても今まではこうだったとかいうご発言も、最終的な答申結果を頂くためのご発言なので一向に差し支えございません。
会長	<p>そういうことです。ですから職員の給料表とか、小学校、中学校の校長先生の給料についても参考までに貰っております。</p> <p>というのは、教育長の給料が高いのではないかという意見があった場合、教育長の給料が小学校、中学校の校長先生より安いのではないかではないかといった事にもなるかも知れませんが、また、部長職がどの程度貰っているのかが分からなかった場合など、発言に支障をきたしてもいけないので資料として貰っております。</p> <p>ですから、特別職の給料額等を決める訳ですけど、その参考になる事は発言されて結構です。資料としても出せる範囲で出します。</p> <p>では、審議事項を絞って審議を進めていきます。</p> <p>例えば、議員報酬額からとか、政務調査費の額からとか。何から参りますか。</p>
委員	給料、報酬の額もあるだろうけど、まず政務調査費の額から絞って審議するのはどうか。
会長	<p>では、政務調査費の額から審議します。</p> <p>政務調査費の額については、現在の3万円に決まったのは平成18年5月ですが、それから動いておりませんが、今回市議会議員選挙があった時に、政務調査費を廃止するといった事を掲げ立候補した人が6名居ります。そのうち5名が当選している訳ですが、その人達が今どうしているのかという事が私も思う訳ですが、不必要だから廃止してし</p>

	<p>まえという意見の人達が現にいる訳です。</p> <p>政務調査費の使途実態から見て、審議して参りますか。</p> <p>委員 最初に貰った資料のなかに、平成 21 年度と 22 年度の議会で、香川議員等と市長とのやり取りをしている資料を頂いて目を通したのですが、なかなかこう。</p> <p>このなかにはいるかどうか分かりませんが、合併する時の、合併協議会の担当で、協議会の委員になっていた人は知っていると思いますが、合併協議会では政務調査費はもう支給しないと決まっていたと思うのですが、それはその時の話であって、その後平成 18 年 5 月に第 1 回の報酬等審議会を開いて、政務調査費の額を決めて現在に至っている訳ですが、香川議員等のやり取りを見ると、要らないのでは無いかという事その時点でも出ているらしいけれども、折角つけたのに全額無くしてしまうのもどうかと思う。</p> <p>高松市なんかも 11 月から 1 月にかけて審議会を開いている状況であり、新聞なんかで見ると、政務調査費を全額使用していないといった事で、減額をとというような事があるが、さっきの事務局の説明や資料によりますと、三豊市でも使用率が 70% ぐらいらしいので、そこら辺りを検討して、何パーセントかをカットかといったような事が良いと思いますけど。</p>
<p>会長</p>	<p>委員からこのような意見が出ましたが、皆さん如何でしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>それとこの、額をオーバーしているというのは、一人当たり 36 万円、この 36 万円の政務調査費額をオーバーしている話があったが、そのオーバーしている場合も一人 36 万円ということか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。報告を議員さんが致しますので、この報告がされた使途の合計が 36 万円を超えているというだけであり、議員さん方に政務調査費として支出する額としては 36 万円が限度で、それ以上は出しません。</p>
<p>委員</p>	<p>議員の出張旅費というのは政務調査費の中から出しているのか、それともそれ以外のところから旅費を出しているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>議員さん方の研修の予算につきましては、通常議会で定められております常任委員会というものがございまして、三豊市には 3 つの常任委員会があります。その常任委員会の研修につきましては一人 6 万円の予算を組んで研修しております。これはもう決められた組織の中での委員会ですので。</p> <p>それ以外の三豊市の懸案事項を調査するための特別委員会を別につくっていますので、特別委員会に対する旅費、経費はございませんので、政務調査費を有効に使って特別委員会の研修で使っているという報告のなかにはあろうかと思います。</p> <p>予算で、この政務調査費以外には年間一人 6 万円という常任委員会の予算だけです。</p>

委員	政務調査費を実際に支出したりする権限は議長にあるのか。
事務局	議長に収支報告を提出するという事になっております。それを議長が認めて、了解の場合に支出されるという形です。先ほど担当より説明させて頂きましたとおり、4月と10月に半分ずつ、6か月分ずつ議員さん方に政務調査費として振り込みます。その中で使った人は報告を頂いて、使わなかった分はお返し頂くといった流れになっております。ですから使った分の報告、このように使用したという報告を議長にします。
委員	では、半期で前もって渡すという事か。
事務局	そうです。
委員	報告が出てから渡すのでは無く、先に渡す。
事務局	はい。
委員	これは使う人使わない人、先にやっぱり渡すのか。
事務局	はい。
委員	それはやっぱり申請があつて、限度額を決めておいて申請があつてから支払いするといったような事が良い感じがするが。
事務局	政務調査費の条例、規則のなかで、そのように定められており、そのような流れとなっております。委員さんが言われるのは後払いでいいのではないかということだろうかと思えますけど。
委員	ではその決まり、規則とかを変えていかななくてはならないということか。
事務局	はい、その部分につきましては。
会長	その部分については条例等により決められているのでそうなっているが、その額について審議できる。
委員	議会でも検討を続けるが、まず報酬等審議会で検討してくれといった感じで議会は考えているのだろう。
会長	一回見直すべきじゃないかという、市民目線にかける必要があるのではないかというのが殆どの発言の趣旨だと感じている。

	<p>この36万円という額について、皆様がどう思っているか発言して頂けたらと思う。別の報酬みたいな感じに捉えている人もいるでしょうね、一般的には。</p>
委員	<p>報酬のうえに上乘せであるという感じで。</p>
会長	<p>そういう感じでね。</p> <p>政務調査費マニュアルについても皆さん目を通してと思うが、殆どの事に支出ができるといった感じで、食べたり飲んだりができない感じで広範囲である。</p>
委員	<p>この間の選挙の時、政務調査費を使用目的以外のものに使っているではないかという話も聞いたりしたが、会場を使ったりとか使用料の事で色々聞いた事があるが、やはり支出の権限は議長にあるのか。</p>
事務局	<p>はい、議員から議長に収支報告書を提出しますので、議長がそれを見て、使途基準に沿って確認し、適さないものについては指摘し、認められたものが政務調査費として認められるという形になっております。</p>
委員	<p>資料3の東かがわ市の平成20年4月から政務調査費を廃止とありますが、何故廃止となったのか経緯を知っていたら教えて欲しいのですが。</p>
事務局	<p>東かがわ市につきましては、平成20年4月に廃止ということで、これについては本審議会のような諮問機関よりでなく、議員提案のほうで政務調査費を廃止したとうかがいました。</p> <p>ただこちらの東かがわ市の報酬のほうを見て頂きたいのですが、県内7位、8位という事で、議長が49万円で県内8位、副議長が県内7位、議員が県内8位という事で40万円を超しておりますが、政務調査費を廃止する代わりに議員報酬を増やしたといったように聞いております。その時に東かがわ市に私どもがこの辺のあたりの事を研修に行かせて頂いて、経緯についてうかがったところ、やはり政務調査費は地方自治法で認められた制度でありまして、議員の調査研究に資する経費として、国の法律で認められたものでございますので、やはり調査研究するために必要な経費であるというふうな事は、東かがわ市の議員さんも認識されておりました。</p> <p>それと国の機構が、昔では中央集権、国からの指示に基づいて地方公共団体が動いていたのですが、今はよく言葉でされる地方分権とかですね、地域主権とかの名前で取りざたされておりますが、行政の組織のやり方自体が今変わっております。二元代表制という事で、市長も一般選挙で選ばれる、議員も一般選挙で選ばれるという事で、住民の代表が2人居るといふか、2つの団体がある訳です。議員としての意識付け、地位の確立をするためには議員自体が勉強して資質を高めていかなくては、市長等のチェック機能を果たせないという事で政務調査費を地方自治法で認めてくれた訳です。議員が一生懸命勉強して、市長に負けないようにしなさいよという事が恐らく発端だと思います。</p> <p>そのような事で、合併協議のなかでは、旧町で政務調査費が実施されていたのは1町</p>

	<p>しか無く、最初は政務調査費の交付は無かったのですが、やはりそのような位置付けで、議員も勉強しなくてはならないといった事で認めて頂いたという経緯でございます。少し余談となりましたが、そういう事です。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>交付している市が多い訳ですが、出す出さないを含めて額について審議したい。</p>
委員	<p>観音寺市も昔から無かったのか。</p>
事務局	<p>はい、観音寺市もありませんし、合併した大野原町、豊浜町についてもありませんでした。</p>
委員	<p>その代わり議員の報酬は三豊市より高いな。</p>
会長	<p>これは、報酬はいくらにしても、とにかく何かすると出してくれというのが一般的な考え方ではなくて聞きにくい事なのかも知れないが、給料が安いからこっちを出してやれといった問題では無いですね。</p>
委員	<p>給料とは別だ。</p>
会長	<p>給料とは別の話である。 合併前は三野町だけ出していた。</p>
事務局	<p>資料3で、平成22年4月1日時点での状況ということで先ほど説明させて頂きましたが、丸亀市さんの政務調査費についてですが、この数値は平成22年10月から審議会が出した政務調査費は若干の増額が必要という答申結果を受けて、月額1万円から2万円に増額したということで、ここにあります24万円の数値は平成22年10月からの数値を記載しております。これも先ほど話がありましたよう、議員さんの調査研究に資する必要があると、という審議会の答申結果によりまして増額されております。</p>
会長	<p>この資料の高松市の議員数であるが、次の選挙の時には40人になるという事か。今だけ特例措置で定数より多いが。</p>
事務局	<p>はい、そうなると思います。</p>
会長	<p>この政務調査費ばかりの審議となっているが、皆さんどうでしょうか。</p>
委員	<p>私も5人の現議員が公約で要らないといった事を聞いていたのですが、そういう事があるのであれば、もう1回検討したらどうでしょうかね。</p>



会長	検討というのは無くすという事か。
委員	無くす、というか、こう公約が出ているのなら減額とかね。
委員	その通りで、議員のなかで5名か6名が廃止の公約を出しているのだったら。
委員	色々資料を見ると、市によってやり方も違うでしょうから何とも言えないのですが、本来、例えば国から示される指標みたいなものは無いのかなという感じはする。これを見る限りでは近隣を参考にしている感じはする。
会長	参考にしているからそのうち横並び的状况になってしまう。だからあまり他市の事を考えすぎると皆考えが止まってしまうので、三豊市の市民目線で意見を出して頂いて構いません。
委員	それならばむしろ横並びの方が妥当なのではないかなという感じはします。他の市と比べて何が違うのかがはっきりしない。例えば県とかではこうだからこうとか、何かしら理由があって同じような状況になっているとか。例えば人口とかどうか分かりませんが、本来指標となる何かがあったほうが解りやすいです。
委員	今、市民の目線でというお話がありましたが、これだけ市によってばらつきがあり、その市民の目線を何処に置くかが分かり兼ねるので、その辺りがはっきり分かれば良いのだが。
事務局	<p>市民目線を何処に置くのかといったお話であります。政務調査費というのは、先ほど事務局からお話がありましたよう自治法のなかでは認められております。これをこの報酬等審議会のなかでどのような形にするかをご審議頂いておりますが、平たく言えば、政務調査費を支出していないところは、政務調査とかの活動費については報酬のなかから出したら良いではないかという考えで、政務調査費を出す必要が無いという議論となったかも解りません。また一方ではですね、報酬とはまた別に、活動される方については自治法で認められておりますから当然の権利として、調査など活動される方については差し上げましょうと、されない方については差し上げませんと、このような議員活動の歩合によって、どれだけの額を要するのかを決めると、自主性に任じた場合もあるでしょう。</p> <p>大きな理論で分けるとなると、議員さんの報酬と政務調査費を併せた金額トータルで考えるのか、それとも活動しない人まで何故報酬に含めなくてはならないのかということと別に考えるのかとか、その辺りが一つのヒントになるのではないかなという気がします。</p> <p>その辺り市民目線というと、どうしても他との比較となってしまう事は避けられない事でございますので、そのようなことで審議が難しい事という事であろうと思います。</p>

	<p>推測ですが、高松市さんとかでは、一つ事務所を置くにしてもなかなか置けず、貸事務所とかを用意するために家賃とかの関係で、議員活動における事務経費がこれだけかかるのではないかとかが想定されますので、地域によったような政務調査費をどのように考えるのか、必要なか廃止するのか含めてですね、その辺りの事で考えて頂けたらと思います。なかなか難しい問題であるとは思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さんのなかには、活動する人も活動しないかも知れない人にも前金でいくから釈然としない方もおいでるかも知れませんが、      実態に即して、議長を経由して出納の方へ行くのであったらとかね。      事務局のほうで前回審議会にご出席された方は居るのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>おりません。はい。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局のほうで色々こう、発言させて頂きたいというのはあるのですが、どうしても一般的な話しかできません。議論を、変な言い方したらこっちの方向へ持っていくというように、考え方を持っていくような事になってもいけませんので、そういった事でなかなかこう、質問頂いた事に対して、これは現実こうなっております、状況はこうです、他市はこうですといった話しか事務局としてはできないというか、そういう意味では頂いたご質問については全てお答えさせていただきますが、なかなか事務局としては審議のなかに参加してですね、こう考えたい、こういう事ですよという話は一切できない立場でありますので、その辺りでですね、委員さんのなかで大変難しい問題でありますけれども、ご協議をお願いしたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>私は前回の審議会で政務調査費を決めた時に委員をしていたのですが、記憶が定かでは無いのですが、その額については人並みというか、世間並みと言うかですか、周辺がこのぐらいだから三豊もこのぐらいで良いのではないかということで、3万円に決まったと思うが、今、こうして平成18年から21年度までの使用状況を見てみると、満額使用では無い、だから私らから見たらこれ本当に議員さんが全額使っているのだ、というのが無いのかなという結果に出ていると思うので、これ程、3万円と決めただけでも、使用していない状況を見ると多いのではないかという気がする。</p> <p>なかには36万円以上使った方もいると聞きましたが、平均的に見たら、使わない方もかなりいるのではないかと感じる、そうなるとうどう答えるかが難しいが。持続して良いものか、減額して良いものかと。</p> <p>先ほども話があったが、基本的なものが無いから決めにくいのではないかと思う。</p> <p>これが全額皆さん使っているのであれば、何もこう、そのまま良いのではないかと結論も出るのだが、その辺があると思う。</p>
<p>会長</p>	<p>要らないと言って選挙に出ている議員の方もいるからね、これはなんかこう、いじらないといけないのではないかという気もします。      その事を言って当選している訳だし。</p>

事務局	<p>宜しいでしょうか、政務調査費の使途状況につきまして、36万円以上使われた方が6人程おいでます。議員活動としての調査研究活動は26人の皆さんがされていますが、やはり政務調査費は使わないというふうな事で、自ら政務調査費を使う事を辞退する方もおいでます。そういったことで、36万円を超して使われている方、それとたまたま経費的に36万円に追いつかなかった方、それと自ら使わなかった方の3通りがあると。それで議員さん方も同じように、年間36万円では到底足りないという方、現状維持で、36万円交付されるのならその範囲内で使いましょうという方、それと先ほどお話がありましたように、公約を掲げて使わないという方の3通りの考え方の議員さんがおりますが、こちら事務局の方から致しましたら、やはり使うか使わないかは議員さん個人の判断という事だと思います。という事で、一概にその、使わない人は使わなければそれで済む事だと思いますので、政務調査、調査研究活動に資する経費というのは、市民の代表として議員さんが選ばれてきていますので、そういった方々がより行政に対してのチェック機能を果たしたり、議員さんとしての資質を高めていくというふうな事について、国が自治法でも認められた制度だと思います。丸亀市については恐らくそういった事で、月1万円から2万円にあがったのかなという気もしますし、逆に東かがわ市の方は議員総意に基づいて、もう良いではないかという事で減らしたのではないかとか、7市でも色々考え方があってですね、本当にこの事については判断に迷う所だと思います。参考までにご説明致しました。</p>
委員	<p>議員さんの中には、これはもう使わないという議員さんもいるのか。</p>
事務局	<p>おります。先ほど説明がありましたとおり、前もって4月と10月に半期分を渡す訳です。それで最終的に年度が終わって、平成22年度であればこの平成23年4月末日までに報告頂くのですが、その時に、私は前もってもらったけれど、全然使わなかったので返しますという事で全額返される方もおりますし、使ったけれども36万円に届かなかったという方は、その差額分、使わなかった分については返還をして頂いております。それと、36万円以上使われた方については当然全額使えるのですが、例えば40万円を使ったという方については、4万円は報酬の方から支払ったという事になりますので、議員報酬の位置付け自体が生活給なのかどうか分かりませんが、生活給を切りつめて調査研究活動に使ったという事で、色々議員さん個人の考え方によっていくんだと思います。</p>
会長	<p>議員さんの考えもあるだろうが、市民がどのような考え方をするのが大事である。自治法で認められているからといってこのままで良いというのでは無い。一般的に議員の40万7000円とか、年間600万円超えるのが高いと言われております、一般的にですよ。安いと言っている人も居るかも知れません。そういう中で、何かをすればまた、何かをすれば何かをという、これ全部税金ですから、根本から出ていくのは税金な訳ですから、そう簡単に出す訳にはいかないというのが私の考えです。</p> <p>何で出そうがとにかく税金なのだから、こんな不景気な時にゆるく出す訳にもいかないというふうにも思っているが。</p>

委員	<p>実際に市民は広報等で色々知っているところもあるかと思いますが、今、会長さんがおっしゃるように、給料 40 万円も頂いているのが、仕事もしないのに多いなというような声を、一般的にですよ、大変失礼な話になりますけど、そういう声があるのでは無いか、私はそれをよく聞きますのでその辺を考えながら皆さんで調整していく必要があるかと思いますが。</p> <p>それで、研修した人は研修費、そういう風にばらつきをしないでね、大体こう、平等の線で、その線の中で研修してくれというふうに持っていった方が宜しいのではないかと、もう額は下げて。</p> <p>実際やってみて、これでは少ないという事になった時点で考える事はできないのでしょうか。</p>
会長	<p>大変意見も出て参りました。他に意見は無いですでしょうか。</p>
委員	<p>これは、政務調査費は、収支報告は議長さんに提出されますが、その後、市民に公開という事はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今、公開する制度については、情報公開制度と言いますか、情報公開条例に基づきまして、市民の方から請求があれば個人情報を保護したうえで公開させて頂いております。</p>
会長	<p>その公開される情報は、細かい所まで出ているのですか。</p>
事務局	<p>三豊市の場合には、その政務調査費の用途については、1 円から全て領収書を付ける事になっております。領収書についても個人的な情報については当然保護しますが、原則全部公開というか、領収書の一枚まで見て頂くようになっております。</p>
委員	<p>これはあの、この審議会は、今日 1 回きりですか。今日結論を出すという事か。</p>
事務局	<p>そうではないです。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>では他の件もいっぱいありますし、持ち帰り頂いて周囲の意見も聞くなり、考えとかあろうかと思えます。審議会は決まるまで開催となります。</p>
委員	<p>これは私個人の意見であるが、委員が言われたように、普通、市民の話をも色々会に行って話を聞いたら、議員は 40 万円も貰って、何の仕事しても良いからいいなど、三豊市内の民間企業で 40 万円給料貰っている人といったらそんなに多くないだろうという、そのような話が近々にやっぱり出る。</p>

	<p>それでこの間文書を読んでいたら、議員の中でも廃止の話をどうこうの言っている議員さんも5人か6人いるという事で、何パーセントかカットをしたら良いのではないかという気がします。</p>
会長	<p>もう結構意見は出されたと思いますが、この件で他に何かありましたら。</p>
委員	<p>すると原案ぐらい出す訳だな。では私の考えを言っておきます。 この資料なんかを見ると、大体30%ぐらいは使っていないと私は解釈しているが、うへの戻入額なんかを見ると、残額と戻入額の割合を見ると、18年度から21年度までのこの平均を取ったら大体16、17%に残額になるようだが、そこらの数値と間を取って20%ぐらいの減額はどうか。</p>
会長	<p>今、決めなくてはならないという事ではありませんが、いくらか減額するといった感じでしょうか。</p>
委員	<p>丸亀市が2万円であるし、丸亀市より高くなくても良いのではないかとと思う。</p>
会長	<p>丸亀は議員数も少ない、三豊市は結構広域ですからそんなに人数も減らせないという事になるとやはり色々ところで削らなくてはならないという気がします。 この丸亀市の実数27名が30名になったりする事はあまり無いのではないか。</p>
事務局	<p>条例定数で30名となっているが、何か事情で実数27名の議員さんしか居ないという事で理解しております。</p>
会長	<p>坂出市も少ないけれど、これはもう増えるという事はあまり無いのではないか。</p>
事務局	<p>昨今の事情から言うと、増えるという事は無いと思いますけど。</p>
会長	<p>政務調査費はいくらか減額という方向で。今日で終わりではありませんので。 それでは休憩をはさんで次の審議に進みたいと思います。</p>
	<p>&lt;休憩 15時35分～15時45分&gt;</p>
会長	<p>それでは会議を進めます。 先ほどの審議では結構意見も出た感もあろうかと思いますが、次に議員報酬額について意見を伺いたいと思います。この件については色々意見も持たれている事と思います。 委員順番に伺いたいと思います、委員からお願いします。</p>
委員	<p>この資料にある他市の状況と比較しますと、私はこの辺が妥当かなというふうな気がします。周りの皆さんが言われる市民目線で言うと少し高いのでは無いかというふう</p>

	<p>な気がします。</p> <p>もっと増やしたいとは思っておりません。</p>
委員	<p>今日初めて来て知る事ばかりで、ちょっとまだ解りません。また勉強させて頂きます。</p>
会長	<p>議員の報酬額についてはどうですか、高いとか安いとか。</p>
委員	<p>それも恥ずかしいですが額については知らなかったもので、ただ凄いなと思っただけです。すいません。</p>
委員	<p>合併する前と比べるとそれは高くなっていると思うが、香川県 8 市の状況から見ると、あまり高いという事ではないと思う。これは合併した時からの報酬額となっているのか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>これは合併した時に決まっていたのか。</p>
事務局	<p>合併協議の中で、色々な仕事も含めて、特別職と議員さんの給料、報酬について委員会等で旧 5 市とか類似団体と比較し、比較する中で決められた金額です。</p>
委員	<p>先ほど言われた政務調査費は合併協議会の中ではつけないという事であったが、政務調査費をつけなかったために、議員の報酬を少し高くしたら良いではないかという話になってこの額となったという事ではない訳ですね。</p>
事務局	<p>そういう事ではないと思います。旧 7 町時代、三野町だけは制度がありましたけど他の 6 町はありませんので、それは新しい議員さんとなってから、審議会で政務調査費を協議する中で決まった事で、最初から考えの中には無かったですので、議員報酬との関連性は無いと思います。</p>
委員	<p>高いとは思わないが、一般的に見て、町会議員の時から市会議員となって大変高くなっているじゃないかという一般的な考えはあろうかと思いますが、私は役場職員であったが、その時、議員報酬額は大体、係長級給料額ぐらいのものだった。今の時点で係長給料額がどのぐらいなのか分からないが、その範囲から見ると少し高いのでは無いかという気がするが。</p>
会長	<p>この、議員の、一般議員の出席日数というのは大体分かるのか。</p>
事務局	<p>年のうち 4 回の定例会がありまして、3 月、6 月、9 月、12 月という 3 の倍数月に議</p>

	<p>会が開かれますが、その時には大体 20 日間ぐらいで会期が設定されます。それと常任委員会と特別委員会が条例の中に定められておりますが、特に特別委員会については市の懸案事項と言いますか、重要施策を審議する場となっておりますので、月 1 回もしくは月 2 回で開催されます。それと常任委員会は月に 1 回は必ず開かれているという状況ですので、単純に計算しても、そうですね、色々な会合とかを含めると 100 日近くぐらいは出席されていると思います。</p> <p>それともう一つは、議員活動、政務調査活動についてもこちらに来ずとも各々それぞれの地区で調査研究活動をされたり、県外へ自ら研修へ行かれている議員さんもおいでますので、恐らく私的な時間はあまり無いのではないのかという風に思います。</p>
会長	20 日間も議会を開いているのか。
事務局	会期は約 20 日間で開きます。会期中でも毎日こちらに出るのかと言ったらそうでは無いのですが、やはり会期中ともなれば、それなりにご自身の行動が制約されてきますので、プライベートの旅行に行くとかそういった事は一切無いですし、いざ一旦招集がかかれば当然すぐに来るような体制で待機をというような形となりますので、会期中はそれなりに拘束されるという事だと思います。
委員	大体状況は分かったのだが、さあ、これ減額となるとなかなか、自主減額と言っても、まあ議員がどのように考えるのかは分からないが、後の市長、副市長、教育長の給料額がもし減額という対象でいくのであれば、併せて議長、副議長、議員の報酬額も減額という流れになるのでは無いかと思いますが。
会長	常任委員会は常任委員会でまた手当が別に出るのか。
事務局	出ません。他市の状況では、香川県内ではありませんが、常任委員会委員長にはワンランク上の報酬を算定している所もあります。香川県内ではありません。三豊市においても常任委員長になられたとしても報酬が特に上がるという事ではありません。それともう一つ、議員さんに対するお金の支給は 4 つ程ありまして、まず一つは議員報酬ですね、2 つ目が諸手当と言いますか期末手当、3 つ目が費用弁償、それと 4 つ目が政務調査費というような形となっております。3 つ目でお話した費用弁償については、議員さんが本会へ来るとか、公務でこちらの方へおい出た時にはそれなりの足代という形で出す制度がありますが、三豊市はそういう制度を取っておりませんので、足代は一切出ておりません。ただこれについても、自治法上で認められておりますので、他の市と言いますか、香川県内でも出している所はありますし、なおかつ県外でも結構費用弁償を支給している所もあります。
委員	今の説明の中にありました 2 番目の期末手当、この期末手当の計算方法が資料にありますが、月額×1.2×3.05、6 月が 1.45、12 月は 1.60 とありますが、その数値等の内容を具体的に教えて頂きたいのと、それを併せると年収が税込みでいくらぐらいになるの

	か、先ほど 600 万円ぐらいという話も少しありましたが。
会長	議員で計算すると年間 637 万 3,620 円。
委員	これは、今言う期末手当は、年 1 回の支給ですか。
事務局	6 月と 12 月の 2 回です。
委員	この 3.05 という数値が先ほど事務局から説明があったように、2.95 となったのだな、臨時議会で可決されたと思うが。
事務局	はい、12 月から 2.95 となっております。
委員	月給が 40 万円だとそんなにと感じるが、年収 600 万円だと聞くと多く感じる。
会長	田舎は特に、ボーナスがあまり出ないから。
委員	政務調査費は、個人的な意見であるが、全体の予算の中で考えていかなければならないと思っておりますが、政務調査費は使途が明確となるものであるからして、これは議員活動をされているという証だという風にも言えなくは無い。下げるのであれば報酬の方では無いだろうか。政務調査費は置いておいて、ちゃんと活動している人には出す、何もやらない人には出さないといった方が、市民の皆さんにとっても分かりやすいかと。年収 600 万円という高いと感じる。
委員	議員報酬につきましては、他市の状況から見てあまり高いとは思いません。個人としては市民の通常の声は高いという事だろうと思っておりますけれども、やはり世上の、各市の状況を見ると妥当だという事でございます。それから政務調査費につきましては減額をする余地があるかなと、皆さんと検討してみたらという考えでございます。
委員	高いか安いかわれら迷うが、報酬についてはまあまあで無いかという気が致します。それより仕事の方を頑張って貰いたいという気が致しております。そういう事で報酬の方は良いのではないのかなという気が致しております。以上です。
委員	期末手当算定方法での、20%というのは何ですか。
会長	これは平成 2 年に国が示した人事院勧告による基準によるもので、平成 2 年というと景気が良い時で、民間企業のボーナスが多かった事をふまえ 2 割増しとさせたものです。それから改正される事なく現在に至っているところです。
委員	給料はあれだけでも、全体の景気を考えたら、賞与の算定方法とかがどうなのかと



	感じます。
委員	他市の状況を見てみると、3役については特例措置による減額パーセンテージの示しがあるが、議員方は出ていないところを見ると議員方は例が無いのだな。
事務局	こちらに特例措置等と記載しておりますが、まさしく委員が言われましたとおりでして、3役等につきましては市長選挙時の公約等により謳われ、このような結果となっている状況でございます、議員さんにつきましてはこのとおりでございます。
委員	各市の審議会において、議員の報酬額について減額とかの答申結果が出てこなかったという事だな。
事務局	各市において、審議会の中で審議され、据え置きし、報酬額については妥当である等の見解が示され、減額は答申に反映しないといった結果ということだろうと思います。
委員	他市の議員報酬に対する見解を見ると、三豊市の場合でも現状維持で良いのかなという思いはするが。政務調査費については、先ほどあったように、方法や額について検討する必要はあるかと思う。
会長	議員の報酬についての意見は大体出揃ったと思いますが、政務調査費との関連で、全体としていくらか減額しても良いのではというのが委員皆様の大方の意見だと思いますが、他にありますか。
会長	<p>続いて常勤の特別職、市長、副市長、教育長の給料額について皆様の意見を伺いたいと思います。まず質問等がございますか。</p> <p>市長、副市長、教育長につきましては、1期勤める毎に退職金が支給されます。1期4年で算定すれば、市長で言えば1622万3520円、月に直すと33万7990円に換算されます。副市長が同じく1期4年で775万1040円、月に換算すると16万1480円。教育長が526万6800円、月換算で10万9725円となります。</p> <p>参考までに表面から見えにくい部分をご説明いたしました。</p>
委員	2期したら倍ということか。
会長	2期したら倍。3期したら3倍と、1期ごとその時その時に貰える。
委員	先ほど言われた中学校、小学校の校長先生と教育長の給料の状況は。
会長	教育長はここにあるように、66万5000円、中学校、小学校の校長は大体46万円から48万円ぐらい。

委員	中学校も小学校も同じか。
会長	<p>同じ考えのもとにしていると思います。</p> <p>教育長が校長より高くなければいけないという事ではなく、高いのではという事で説明した事です。</p> <p>校長がもう少し高いのかなと思っていた、例えば、校長の給料が 58 万円や 60 万円ぐらいになっているから、その上にたつ教育長が校長より安いといけないので 66 万 5000 円になったのかと思っていた。何故教育長がこんなに高いのだろうかと素朴な疑問を持っていたので事務局に校長の給料状況を聞いた訳です。</p>
委員	三役の給料額は合併当初から変わっていないのか。
事務局	はい。
会長	では、これも順番に皆さんに意見を聞いてみますので、意見を言って頂けますか。
委員	給料月額については、これは妥当な線かなと思っております。先ほど話が出たのですが、私も気がつかなかったのですが手当のほうで 20%の部分とありましたが、これが引っかかるのですが、副市長、教育長と役職に関わらず加算されるという部分が引っかかる。
会長	これは国が増やしたから、皆増やしたという感じであるな。
事務局	<p>先ほど委員さんからもお話がありました役職加算についてご説明させていただきます。</p> <p>会長さんの方からもお話がありました、国の機関であります人事院が、民間給与状況と照らし合わせ、その均衡を講じるために給与等の是正等勧告を示すものとして、人事院勧告といったものが出されますが、平成 2 年に国が人事院勧告を発出した勧告の中で、民間で言いますと特別給にあたるものとして、民間給料状況と均衡を図るべく公務員にも 20%以内での役職加算を行うといった新たな加算措置の導入が示され、「特別職の職員の給与に関する法律」が改正された事を踏まえまして、現在に至っております。</p>
委員	平成 2 年からだという事だが、民間で言えばむしろ下がっているような気がしますが。
委員	平成 2 年と今の経済状況では大分違うと思う。この辺りの事で考えると少しおかしいような気がするが。
会長	退職金の率等は団体で事務されており、この辺りの数値は我々だけでは決められない。下げるのであれば、本筋の方、給料額等で下げる必要がある。
委員	善通寺市では 25%もある。

事務局	<p>補足説明致します。今、委員さんより 20%を超えているではないかというお話であります。これは市の条例で独自に定める事ができまして、人事院勧告で示される率については、「国における特別職」に対します役職加算率とか、期末手当支給時における月額に乘じる期間率などについて示され、法律改正されるものであります。</p> <p>毎年指針が示され、先ほど説明させて頂きましたが、国の特別職に対する期末手当支給時に月額に乘じる期間率が、2.95 とする指針が示され、それを踏まえまして、本市でも平成 22 年 12 月に特別職の期末手当支給時に月額に乘じる期間率を 2.95 と改正させて頂きました。国が考える役職加算率につきましては、改正を行うといった指針が示される事無く現在に至っており、その事を踏まえまして、本市では 20%を用いて運用しているといった状況でございます。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
委員	<p>すいません、少し所用がありまして、申し訳ありませんがここで退席させて頂けたらと思いますが、構いませんか。</p>
会長	<p>分かりました。では次に委員、意見ををお願いします。</p>
委員	<p>給料の額についてはあまり高いという風には思わないのだが、先程から話のある役職加算率の何パーセントかがあって高くなっているのではないかとかいう事もあり、三豊市でもこう、何パーセントかを減額に考えて良いのではないかという気もするのだが。</p> <p>なかなか自主減額と言っても難しいだろうから、議員の報酬と同じ話になるが、何パーセントかを減額といった考えで良いと思う。</p>
会長	<p>その具体的に何パーセントとするかといった見解を、この審議会で出さなくてはならない。</p>
委員	<p>先程もお伺いしましたが、市長さんの給料を、年収で言えばどのぐらいになるのか教えて頂きたい。</p>
会長	<p>退職金を月額換算したものと併せると、大体 1800 万円ぐらいになるのではないかと。</p>
委員	<p>何とも言えませんが、自主的に減額といった動きがあれば良いような気もしますが。</p>
会長	<p>なかなか難しい問題だが、後の退職金にしても本体の額が変わるという事になれば変わってくるという事で、我々が決める結果は全体に大きく関わってくる。</p>
委員	<p>やはり自主的にこう希望が出ればね、誠に有難い事なのですけども、なかなかその辺は難しいと思いますので、現状で結構かと思えます。</p>

	自主的に下げて頂く事を願ってはおりますけれども。
委員	私も自主減額といったような事が良いという気がしますけど。
委員	額はともかく、期間率 3.05 とかその辺りが全体にあまり知られていないというか、その辺りの率の考え方がどうかなという気がします。
委員	皆さんからお話のある自主的減額という話であるが、自主的と言えど当事者も判断に苦しむのではないかと思います。 少し質問なのですが、職員は毎年どのような状況ですか、現状維持なのか下がっている状況なのか。
事務局	香川県から示されます香川県人事委員会勧告により毎年改定を行なっている状況であり、減額となっている状況です。
委員	職員がそのような状況であれば、その辺りも踏まえ、三役だけがそのままという訳にもいけないだろうと思う。その状況に見合うように額を下げていくのが良いかと思う。
委員	職員が 8 等級から 6 等級になったのは何年前か。
事務局	平成 19 年 4 月からです。
委員	6 等級になり、年齢が高い職員はだいぶ頭打ちになっているのではないか。
事務局	55 歳を超えますと昇給抑制年齢となり、頭打ちとなる職員も実際多いです。
委員	毎年こう下がってきているのなら、そのパーセンテージを示して頂き、その辺りからでも考えていくのが良いかと。下げるにしても何かの根拠を持たないと、ただ単に 1 割や 0.5 とか言ってもそれはやっぱり。何かを参考にしながら根拠が無ければ。
会長	では、かなり時間も経ちましたので、本日出た意見を事務局で取り纏め、また示してください。
11. その他	
会長	では、これで本日の会を閉会と致しますが、次回の審議会についても、三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、公開ということで宜しいでしょうか。
	<委員了承>
会長	委員皆様了承でありますので、次回審議会につきましても公開で開会致します。 ではこれで本日の審議会を終了します。本日はお忙しい中、ご審議いただきましてあ

	<p>りがとうございました。なお、次回会議日程について打合せをしたいと思いますので、委員の皆様はそのまま席にお残りください。</p> <p>&lt;午後4時30分閉会&gt;</p>
--	---